

第 2 2 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 2 年（2 0 2 0 年） 3 月 2 7 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

幼稚園教育職員及び任期付短時間勤務教員の業務量の適切な管理等について規定するとともに、休暇等の申請に係る規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「別記様式第2号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第2号により行うことができる。

第30条第3項中「申請は、」の次に「庶務事務システム上で」を加え、「別記様式第8号に記入して」を「入力することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第8号により行うことができる。

第30条第5項中「おいては、」の次に「庶務事務システム上で」を加え、「別記様式第8号に記入して」を「入力して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第8号により教育委員会に申請することができる。

第30条第15項中「別記様式第8号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第8号により行うことができる。

第30条第17項中「別記様式第9号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号により教育委員会に届け出ることができる。

第30条の2第5項中「別記様式第9号の2」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号の2により行うことができる。

第30条の2第7項中「別記様式第9号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号により教育委員会に届け出ることができる。

第32条第1項中「夏季休暇及び子の看護のための休暇」を「病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）第19条第1項の規定により給与の減額が免除される生理休暇に限る。）、慶弔休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇」に改め、同項ただし書中「、子の看護のための休暇」を「により、その他の休暇」に改め、同条第2項中「病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇」を「生理休暇（前項に規定する生理休暇を除く。）及び災害休暇」に改める。

第 3 3 条を第 3 4 条とし、第 3 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(業務量の適切な管理等)

第 3 3 条 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する幼稚園の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 7 条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 月について 4 5 時間

(2) 1 年について 3 6 0 時間

2 教育委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 月について 1 0 0 時間未満

(2) 1 年について 7 2 0 時間

(3) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 月当たりの平均時間について 8 0 時間

(4) 1 年のうち 1 月において所定の勤務時間以外の時間において 4 5 時間を超えて業務を行う月数について 6 月

3 前 2 項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他

職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「別記様式第6号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第6号により行うことができる。

第34条第3項中「申請は、」の次に「庶務事務システム上で」を加え、「別記様式第10号に記入して」を「入力することにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第10号により行うことができる。

第34条第5項中「おいては、」の次に「庶務事務システム上で」を加え、「別記様式第10号に記入して」を「入力して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第10号により教育委員会に申請することができる。

第34条第15項中「別記様式第10号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第10号により行うことができる。

第34条第17項中「別記様式第11号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第 1 1 号により教育委員会に届け出ることができる。

第 3 5 条第 5 項中「別記様式第 1 2 号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第 1 2 号により行うことができる。

第 3 5 条第 7 項中「別記様式第 1 1 号」を「庶務事務システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第 1 1 号により教育委員会に届け出ることができる。

第 3 8 条第 1 項中「夏季休暇及び子の看護のための休暇」を「病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成 2 9 年中野区条例第 3 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定により給与の減額が免除される生理休暇に限る。））、慶弔休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇」に改め、同項ただし書中「、子の看護のための休暇」を「により、その他の休暇」に改め、同条第 2 項中「病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、ボランティア休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇」を「生理休暇（前項に規定する生理休暇を除く。）及び災害休暇」に改める。

第 4 0 条を第 4 1 条とし、第 3 9 条の次に次の 1 条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第 4 0 条 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることに

より学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する小学校及び中学校の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第33条を同規則第34条とし、同規則第32条の2の次に1条を加える改正規定及び第2条中中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第40条を同規則第41条とし、同規則第39条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。